

国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程の申合せ

(平成7年12月20日制定)

- 1 名誉教授の称号授与の時期は、本学を定年退職した時、又は定年に至るまでの間に退職若しくは転出した時とする。
- 2 学科長等は、国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程第2条第2項に基づき、名誉教授候補者を推薦することができる。

附 則

この申合せは、平成7年12月20日から施行する。

附 則

この申合せは、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成18年3月14日から施行する。